

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化が求められるなか、企業価値の最大化を図るために、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を目指すとともに、株主の皆様をはじめ、関係先より高い信頼を得るべく、グループをあげたコンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上、責任の明確化に努めていくことを重要な課題と捉えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬制度】

取締役・経営陣の報酬は、現在、中長期的な業績との連動報酬や自社株報酬は設定しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度について、報酬体系の見直しを前提に、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が政策保有株式を保有するのは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合としております。

政策保有株式の議決権につきましては、発行会社の適切なコーポレートガバナンス態勢の整備や、中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社グループへの影響等を総合的に判断して行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び自己取引について取締役会規則において取締役会の決議事項としております。また、期末に関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には有価証券報告書にて開示を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社ホームページにて、企業理念・経営戦略等を開示しております。

<http://www.uchida.co.jp/company/ir/policy/>

また、経営戦略等は、決算短信、有価証券報告書、事業報告においても開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「2.1.取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名に当たっては、候補者自身の経験、知識、専門性、見識等の観点と、取締役会全体、監査役会全体の多様性などバランスの取れた構成となるよう配慮して候補者を指名しております。また各候補者の指名の際には、独立社外取締役が参加する取締役会での議論を踏まえて決定しております。なお、監査役候補者については監査役会の同意を得ております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者について、個々の経歴と候補者とした理由を株主総会参考書類にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項と委任の範囲】

取締役会は、法令および定款が定める事項、及び、経営の基本方針・重要な営業方針等、取締役会規則に定める重要事項を決定しております。それら以外の業務執行の決定については、社内規程に基づき経営陣に委任しており、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との間に利害関係がなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断される者を独立社外取締役として選任することとしております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランスと規模に関する考え方】

取締役会は、経営の基本方針の決定をはじめとする会社の業務執行に関する重要な意思決定を行い、また、業務執行全般を監督する責務を果たすために、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保した構成としております。また、取締役会の規模については、取締役会における適切な審議と効率性、また、執行の監督を行うために必要となる多様な人材のバランス等を勘案し、適正な規模としております。なお、取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1(4)】に記載しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況について、株主総会参考書類や事業報告等の開示書類に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行うこととしております。本年度は取締役会メンバー全員を対象に、取締役会の役割・責務、構成、運営等についてアンケートを実施し、その結果について取締役会で議論をし、取締役会は概ね適切に運営され実効性は確保されていると評価しました。今後とも、審議の活性化等の観点からさらなる充実等に努めながら、取締役会の実効性の向上に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役がそれぞれの役割や責務を果たす上で必要になる会社の事業・財務・組織・コーポレートガバナンス等に関する理解や必要な知識習得・更新等のための機会の提供を行っております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するには、株主の理解を得ることが不可欠であるとの認識に基づき、株主に対して適切な時期に正確な情報を提供するとともに、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

(1) 統括責任者

株主との対話全般における担当役員を定め、統括責任者としております。

(2) 推進体制

広報部など実務担当部門を定め、経営管理本部の関連部門と有機的に連携を図ることとしております。

(3) 対話の手段の充実に係る取組み

アナリスト、機関投資家に対して、決算説明会を実施しております。また、個人投資家に対しては、当社ホームページ上に専用ページを設け、経営方針、事業内容、業績などを掲載しております。

(4) 社内へのフィードバック

株主との対話内容は、取締役会等にフィードバックしております。

(5) インサイダー情報の管理

株主との対話に関わる担当者に対し、インサイダー情報の管理に関する教育を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	497,185	4.77
三井住友信託銀行株式会社	414,300	3.98
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	398,800	3.83
第一生命保険株式会社	315,400	3.03
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	284,200	2.73
株式会社りそな銀行	277,200	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	276,700	2.66
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	274,800	2.64
内田洋行グループ従業員持株会	244,730	2.35
陽光持株会	226,960	2.18

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

上場子会社として、ウチダエスコ株式会社（JASDAQスタンダード上場）があります。当社の保有比率は、直接・間接を含め44.0%であります。ウチダエスコ株式会社は、情報機器ならびにネットワークの構築・保守及び販売を行っております。当社とは、定期的に経営情報の交換を行うとともに、人材の相互交流も行っております一方、独自に中期経営計画を策定し、その実行や見直しを図りながら、意思決定・業務執行を行い、経営の独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣瀬 秀徳	他の会社の出身者											
竹股 邦治	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬 秀徳	○	——	廣瀬取締役は、これまでの経歴で培われた経営上求められる判断力、識見を有し、これらを経営にいかしていただくことから選任しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有し、一般株主保護の視点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。
竹股 邦治	○	——	竹股取締役は、これまでの経歴で培われた経営上求められる判断力、識見を有し、これらを経営にいかしていただくことから選任しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有し、一般株主保護の視点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無	あり
-----------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役

補足説明

報酬委員会は、独立役員で過半数を構成しており、役員報酬の体系および水準等を検討し取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査につきましては、有限責任 監査法人を会社法ならびに金融商品取引法に基づく監査法人に選任しております。監査報告会をと
おして、監査役との情報交換を密にし、監査内容の充実に努めております。また、監査報告会以外でも定期的に意見交換を行い、監査業務の徹
底に努めております。
監査役と内部監査部門との連携につきましては、監査役は内部監査部門である内部監査室より期初に監査体制および監査計画等の説明を受
け、期中においては適宜内部監査結果の報告を受け、相互の情報・意見交換と意思の疎通を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田村 泰博	他の会社の出身者							△						
住友 西次	他の会社の出身者							△						
野辺地 勉	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 泰博		当社の取引金融機関である株式会社りそな銀行出身者であります。	田村監査役は、金融機関における長年の経験と財務・会計に関する豊富な知見を監査にいかしていただくことから選任しております。
住友 西次		当社の取引金融機関である住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)出身者であります。	住友監査役は、金融機関における長年の経験と財務・会計に関する豊富な知見を監査にいかしていただくことから選任しております。
野辺地 勉	○	——	野辺地監査役は、公認会計士としての専門的知見と監査法人における経歴を監査体制の強化にいかしていただくことから選任しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有し、一般株主保護の視点から期待される役割を十分果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定報酬(基本報酬)と変動報酬(賞与)から構成されております。報酬の総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、固定報酬は、その役位・役割に応じて個別の報酬額を、変動報酬は、当期の会社業績等を勘案し、その成果に応じて個別の報酬額を、それぞれ決定しております。なお、報酬の水準は第三者による国内企業に関する調査を活用し、同規模の他企業と比較しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書に取締役及び監査役の人数ならびに年間報酬総額を記載しております。

第79期(平成29年7月20日)開示内容

取締役(社外取締役を除く。)7名 報酬等の総額 148百万円(うち、基本報酬148百万円)

監査役(社外監査役を除く。)1名 報酬等の総額 17百万円(うち、基本報酬 17百万円)

社外役員 6名 報酬等の総額 55百万円(うち、基本報酬 55百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬に関する方針は、独立役員で過半数を構成する報酬委員会で、報酬の体系および水準等を検討し、取締役会に答申し、

決定しております。取締役の報酬は、固定報酬(基本報酬)と変動報酬(賞与)から構成されております。報酬の総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、固定報酬は、その役位・役割に応じて個別の報酬額を、変動報酬は、当期の会社業績等を勘案し、その成果に応じて個別の報酬額を、それぞれ決定しております。なお、報酬の水準は第三者による国内企業に関する調査を活用し、同規模の他企業と比較しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して必要な情報は、適宜伝達することとしております。また、社外監査役の監査業務に必要な事項については、主に経営管理本部所属社員がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会は、報告日現在、取締役8名(うち、社外取締役2名)で構成されており、毎月1回開催しております。監査役も取締役会に出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場から監視するとともに、適宜監査結果の報告を行うなど、経営監視機能の充実に努めております。また、緊急を要する議題がある場合は臨時取締役会を適宜開催し、経営判断の迅速化を図っております。
2. 社外取締役を2名(独立役員として指定)選任しております。社外取締役は、これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見を経営にいかし、経営監督機能の強化および取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を担っております。
3. 当社は、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めております。また、業務執行上必要である事項について、迅速な意思決定と施策の実施を目的として経営会議を原則毎週1回開催しております。
4. グループ経営管理の観点から、当社子会社各社の担当役員を定め、グループ各社の経営状況の迅速な把握に努めるとともに、適宜対応策を実施する等、グループ経営の健全性を追及しております。また、グループ会社間の情報交換を図るため、各分野別・テーマ別にグループ間連絡会議を適宜開催しております。
5. 財務・会計に関する豊富な知見を有する社外監査役を3名(うち、1名は独立役員として指定)選任しております。監査役と会計監査人は、監査報告会をとおして情報交換を密にし、監査内容の充実に努めるとともに、監査報告会以外でも定期的に意見交換を行い、監査業務の徹底に努めております。また、監査役は内部監査部門である内部監査室より期初に監査体制および監査計画等の説明を受け、期中においては適宜内部監査結果の報告を受け、相互の情報・意見交換と意思の疎通を行っております。
6. 会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を会社法ならびに金融商品取引法に基づく監査法人に選任しております。公認会計士としては、業務執行社員として星長徹也氏、成田孝行氏、波多野直子氏が担当しており、他補助者として公認会計士12名、その他12名が担当しております。
7. 複数の弁護士と顧問契約を結んでおり、経営上法律問題が生じた時には、随時確認を取り、アドバイスを受ける体制をとっております。また、昨今は、特にリスク管理の徹底やコンプライアンスの徹底等について助言を得ております。
8. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役4名(うち、社外監査役3名)による取締役の職務執行の監査・監督を実施するほか、独立社外取締役を選任し経営監督機能の強化および取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する体制としております。また、執行役員制度や経営会議の設置による業務執行機能の強化および意思決定の迅速化に努めております。これらの体制により、経営の健全性および経営監視機能の充実が図られていることから、現体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期限の3日前を目途に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算日が7月20日であるほか、株主総会開催日を恒例として毎年10月の第2週または第3週土曜日とし、株主の皆様が株主総会へご出席いただきやすいようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書による方法に加え、インターネットによる議決権の行使ができます。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに英訳した招集通知(要約)を掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(本決算、第2四半期)開催し、社長より決算の概要、今後の展望、成長戦略に向けた取組み等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、適時開示資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する担当窓口を経営管理本部広報部としており、内容に応じて担当部署が補足するようにしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内田洋行グループ行動規範」において、社会、顧客・取引先・競争会社、株主・投資家、社員等との関係について規定し、これを遵守することを周知徹底しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得企業として、毎年CSRレポートを作成し、当社ホームページにおいて公開し、当社の環境に対する取組み姿勢を報告しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社グループにおいては、企業としての社会的責任を明確に意識した健全な事業活動に取り組むとともに、事業を取り巻く様々なリスクを管理し、業務を適正かつ効率的に遂行することにより、企業戦略を達成し、企業価値の向上を図るべく、内部統制システムの構築、運用を行ってまいります。

(整備状況)

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備、運用、維持、見直しを行ってまいります。
- (2) 「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループの役員・社員全員に対し、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかについての意識づけを徹底するとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修を行うものいたします。
- (3) 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、監査役監査及び会計監査とも連携しながら当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備状況ならびに運用状況についてモニタリングを行うことといたします。
- (4) 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものいたします。
- (5) 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実についての内部通報体制として、総務部及び人事部、顧問弁護士ならびに社外の窓口業務委託先を直接の情報受領者とする内部通報システム「内田洋行グループホットライン」を設置し、「内田洋行グループ内部通報規程」に基づき、その運用を行うことといたします。
- (6) 監査役は法令遵守体制及び内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、文書管理規程を設けその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものいたします。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、経済市況等の変動による市場リスク、法、条例等の改正による公的規制リスク、製品及びサービス等の欠陥による品質リスク、国内外の取引先、提携先等に関わるリレーションリスク、その他様々なリスクに対処するため、それぞれのリスクを把握・管理するための責任部署を設置するなどのリスク管理体制を整え、グループ全体でのリスクの把握、管理に努めます。
- (2) 自然災害や製品事故等当社グループの事業に多大な影響を及ぼす事象の発生が認められれば、直ちに社長をリーダーとする「災害対策本部」や「製品事故緊急対策本部」を設置し、社内各部署及び外部アドバイザーチームを組織し、迅速な初期対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小に止める体制を整えます。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、取締役会を月1回等定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものいたします。
- (2) 当社グループ各社における取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、職務分掌規程、責任権限規程(権限基準表)等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。
- (3) 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めます。
- (4) グループ情報システム基盤を構築し、業務の標準化と情報の共有及び業務の効率化を推進いたします。
- (5) 当社グループ各社の間接業務を集中して行う体制を整え、業務の効率化と品質向上及びコスト削減を図ることといたします。

当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ運営規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けます。

その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社各社の担当役員を定め、担当役員と当社管理部門とが連携をとって、当社子会社の管理・指導を行うことにより業務の適正を確保いたします。
- (2) 当社グループのモニタリングは内部監査室が担当いたします。
- (3) 当社監査役または使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査いたします。
- (4) 当社子会社における経営上の重要事項については、グループ運営規程に従い、当社の事前承認事項といたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人として専任者を置き、監査役の指揮命令に従うことといたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、その職務に関して、取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動・人事評価等につきましては、監査役の同意を得て決定することといたします。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門はこれに協力しなければならないことといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものいたします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 業務執行に関する事項については、当社子会社の執行部門や当社における当該子会社の担当役員等を通じて監査役に報告するものいたします。
- (2) 当社子会社の役員・社員は、重大な法令違反行為、不正の事実等当社または当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、速やかに監査役または監査役会に報告するものいたします。
- (3) 監査役は、当社子会社の役員・社員に対し、必要に応じて報告を求めることができ、報告を求められた役員・社員は、速やかに適切な報告を行うものいたします。
- (4) 内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用状況は、定期的に監査役に対して報告するものいたします。

(5)当社子会社に対する内部監査の結果は、内部監査室から監査役に対して報告するものいたします。

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・社員に周知徹底いたします。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役意見聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けることといたします。

(2)監査役から外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合においては、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応いたします。また、この基本方針を「内田洋行グループ行動規範」に明記し、組織全体として対応することといたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、平成22年10月16日開催の第72期定時株主総会において同対応策を一部変更したうえで更新することの承認及び平成25年10月12日開催の第75期定時株主総会において同対応策を更新することの承認を得たのに続き、平成28年9月6日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月15日開催の第78期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、a買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、b株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、c対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本プランの概要

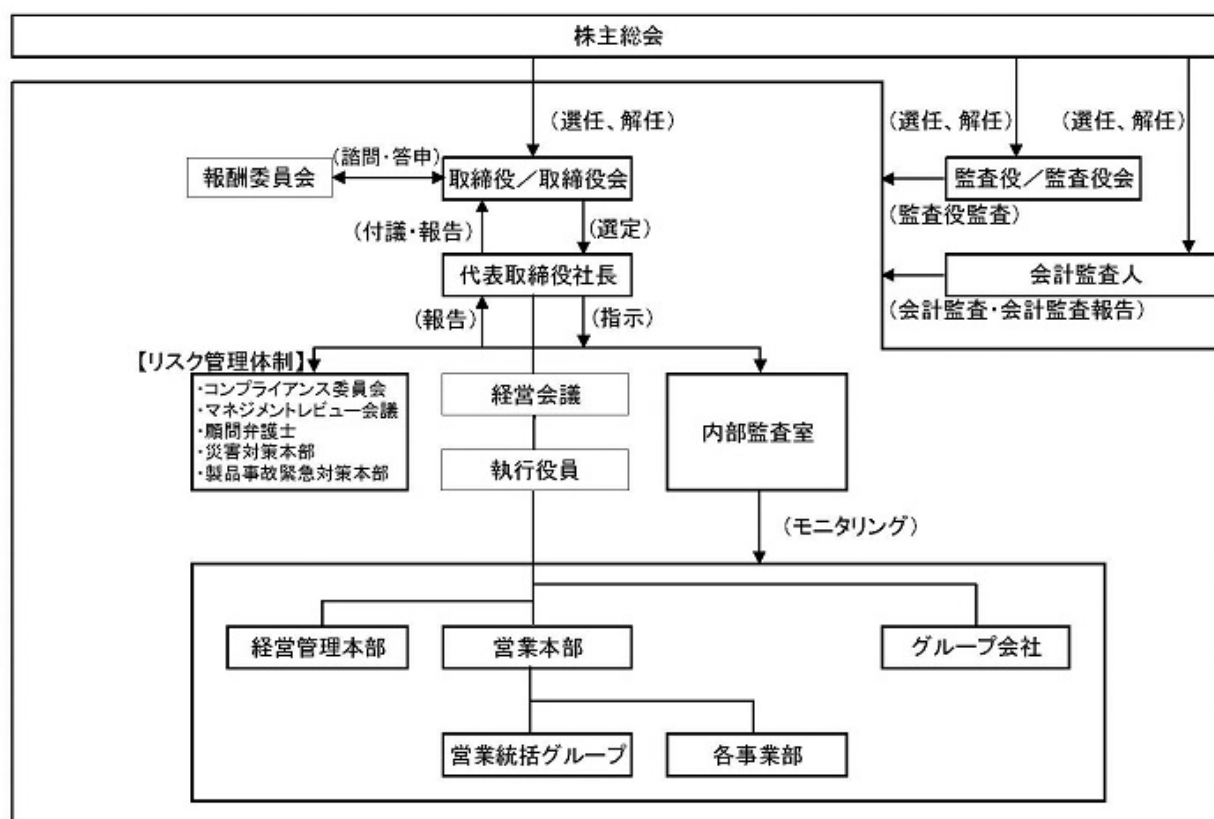
本プランは、当社が発行者である株券等について、a保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又はb公開買付けを行う者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

なお、本プランの詳細については、下記当社ホームページに掲載する平成28年9月6日付プレスリリースをご参照ください。

<http://www.uchida.co.jp/company/ir/news>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制（模式図）

